改正後

（任命権者への再就職の届出等の様式）

第六条　［略］

［2・3　略］

4　令第十三条第六項において準用する同条第三項の届出は、前項の届出書によるものとする。

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式）

第七条　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

2　令第十五条第二項において準用する令第十三条第二項の届出は、別記様式第八による届出書によるものとする。

3　令第十五条第二項において準用する令第十三条第三項の届出は、別記様式第九による届出書によるものとする。

別記様式第４（第６条第１項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第１項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第１項関連）

年　月　日

殿

住　所
氏　名
電話番号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第１項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏　名	
2	生年月日	年　月　日
3	役員の職	
4	約束前の求職開始日	年　月　日 （□約束前の求職開始日がなかった場合）
5	再就職の約束をした日	年　月　日
6	約束前の求職開始日以後の役員としての在職状況及び職務内容	
	所属・役員の職	在職期間 / 職務内容
		自　年　月　日 至　年　月　日
		自　年　月　日 至　年　月　日
		自　年　月　日 至　年　月　日
		自　年　月　日 至　年　月　日
7	離職予定日	年　月　日
8	再就職予定日	年　月　日
9	再就職先の名称及び連絡先	再就職先の名称： 再就職先の連絡先：
10	再就職先の業務内容	
11	再就職先における地位	
12	求職の承認の有無	□有　□無
13	官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無
14	官民人材交流センター以外の援助 （□官民人材交流センター以外の援助がなかった場合）	
	（ふりがな）	援助の内容

改正前

（任命権者への再就職の届出の様式）

第六条　［同上］

［2・3　同上］

［項を加える。］

（内閣総理大臣への事前の再就職の届出の様式）

第七条　［同上］

2　令第十五条第二項において準用する令第十三条第二項の届出（準用国家公務員法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。）は、前条第二項の届出書によるものとする。

3　令第十五条第二項において準用する令第十三条第三項の届出（準用国家公務員法第百六条の二十三第一項に係るものに限る。）は、前条第三項の届出書によるものとする。

4　令第十五条第二項において準用する令第十三条第二項の届出（準用国家公務員法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。）は、別記様式第八による届出書によるものとする。

5　令第十五条第二項において準用する令第十三条第三項の届出（準用国家公務員法第百六条の二十四第一項に係るものに限る。）は、別記様式第九による届出書によるものとする。

別記様式第４（第６条第１項関係）

在職中に再就職の約束をした場合の届出

（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第１項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第１項関連）

年　月　日

殿

住　所
氏　名
電話番号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第54条第１項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の23第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

1	（ふりがな） 氏　名	
2	生年月日	年　月　日
3	役員の職	
4	再就職の約束をした日	年　月　日
5	離職予定日	年　月　日
6	再就職予定日	年　月　日
7	再就職先の名称	
8	再就職先の業務内容	
9	再就職先における地位	
10	求職の承認の有無	□有　□無
11	官民人材交流センターの援助の有無	□有　□無

（記載上の注意）

□のついた項目は該当する□の中にレ点を記入すること。